

京都市地球環境・エネルギー政策推進本部規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年7月26日

京都市長 門川 大作

京都市規則第24号

京都市地球環境・エネルギー政策推進本部規則の一部を改正する規則

京都市地球環境・エネルギー政策推進本部規則の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市1.5℃を目指す地球温暖化対策推進本部規則

第1条中「第2条第2号」を「第2条第1項第2号」に、「京都市地球環境・エネルギー政策推進本部」を「京都市1.5℃を目指す地球温暖化対策推進本部」に改める。

第3条中「地球環境・エネルギー政策推進本部長，地球環境・エネルギー政策推進副本部長及び地球環境・エネルギー政策推進本部員」を「1.5℃を目指す地球温暖化対策推進本部長，1.5℃を目指す地球温暖化対策推進副本部長及び1.5℃を目指す地球温暖化対策推進本部員」に改める。

第4条の見出しを「(1.5℃を目指す地球温暖化対策推進本部長)」に改め，同条第1項中「地球環境・エネルギー政策推進本部長」を「1.5℃を目指す地球温暖化対策推進本部長」に改める。

第5条の見出しを「(1.5℃を目指す地球温暖化対策推進副本部長)」に改め，同条第1項中「地球環境・エネルギー政策推進副本部長」を「1.5℃を目指す地球温暖化対策推進副本部長」に改める。

第6条の見出しを「(1.5℃を目指す地球温暖化対策推進本部員)」に改め，同条第1項中「地球環境・エネルギー政策推進本部員」を「1.5℃を目指す地球温暖化対策推進本部員」に改める。

附 則

この規則は，令和元年7月31日から施行する。

(環境政策局地球温暖化対策室)